

議案第2号

西三河都市計画道路の変更（愛知県決定）について

西三河都市計画道路の変更について、別紙のとおり変更したいので貴審議会の意見を求めます。

令和3年5月19日

西尾市都市計画審議会長

提案理由

都市計画決定当時から、社会経済情勢が変化したこと等を踏まえ、その必要性を検証した結果、3・5・27号荻原一色線ほか4路線の一部区間を廃止する。

上述の変更及び3・4・23号岡崎一色線及び3・4・354号吉田荻原線の一部区間の廃止（西尾市決定）に伴い、3・2・2号衣浦岡崎線ほか11路線の名称、位置、区域及び構造を変更するものである。

西尾市都市計画総括図

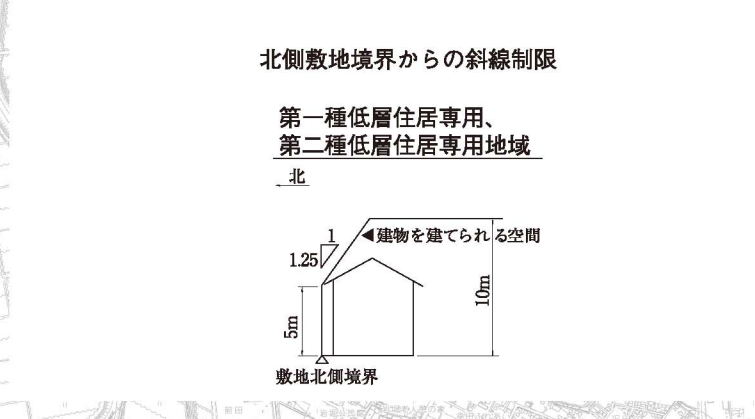
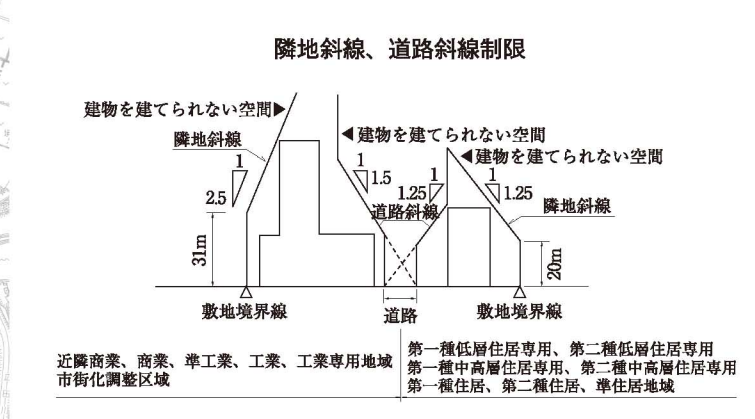


市街化区域 (当初)	昭和45年11月24日	愛知県告示第 922号
市街化区域 (変更)	平成31年 3月29日	愛知県告示第 218号
用途地域	平成31年 3月29日	西尾市告示第 28号
高度地区	平成27年 1月 1日	西尾市告示第 1号
高度利用地区	平成23年 12月24日	西尾市告示第 62号
防火等防火地域	平成22年 12月24日	西尾市告示第 49号
道 (県)	平成26年 9月26日	愛知県告示第 476号
道 (市)	平成24年 11月30日	西尾市告示第 69号
都市高速道路	平成22年 12月24日	愛知県告示第 775号
公 園 (県)	平成22年 12月24日	愛知県告示第 761号
公 園 (市)	平成31年 3月 1日	西尾市告示第 14号
緑 地 (県)	平成24年 2月24日	愛知県告示第 112号
緑 地 (市)	平成22年 12月24日	西尾市告示第 60号
ごみ処理場	平成23年 12月 6日	西尾市告示第 77号
土地区域整理事業	平成31年 3月29日	西尾市告示第 26号
臨港地区	平成23年 12月 6日	西尾市告示第 76号
地区計画	令和元年 10月31日	西尾市告示第 90号



凡例

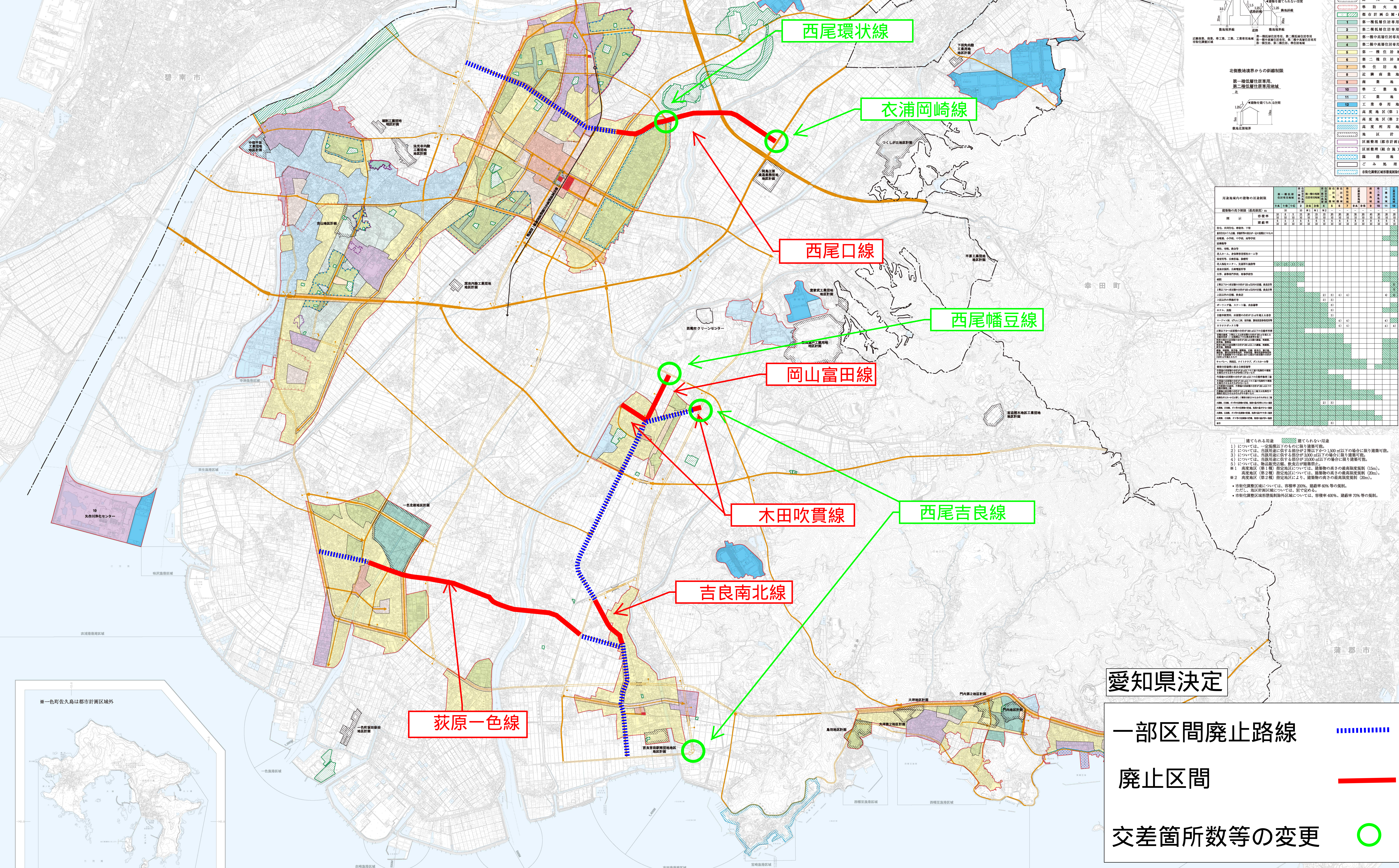
---	都市計画区域境界
---	市町村界
---	都市計画道路
---	新設防火地域
---	立体交差
---	立体交差(鉄道)
---	市街化区域界
---	都市高速道路
---	防火地域
---	都市計画公園緑地
---	第一種低層住居専用地域
---	第二種低層住居専用地域
---	第三種中層住居専用地域
---	第一種住居地域
---	第二種住居地域
---	第三種住居地域
---	近隣商業地域
---	商業地域
---	準工業地域
---	工業地域
---	工業専用地域
---	高度地区(第1種)
---	高度地区(第2種)
---	高度利用地区
---	地区計画
---	区画整理(都市計画決定)
---	区画整理(総合施工)
---	第一種低層住居専用
---	第二種低層住居専用
---	第一種住居専用
---	第二種住居専用
---	第三種住居専用
---	近隣商業専用
---	商業専用
---	準工業専用
---	工業専用
---	工業専用地域専用
---	高度地区(第1種)専用
---	高度地区(第2種)専用
---	高度利用専用
---	地区計画専用
---	区画整理(都市計画決定)専用
---	区画整理(総合施工)専用
---	第一種低層住居専用
---	第二種低層住居専用
---	第一種住居専用
---	第二種住居専用
---	第三種住居専用
---	近隣商業専用
---	商業専用
---	準工業専用
---	工業専用
---	工業専用地域専用
---	高度地区(第1種)専用
---	高度地区(第2種)専用
---	高度利用専用
---	地区計画専用
---	区画整理(都市計画決定)専用
---	区画整理(総合施工)専用



用途地域内の建物の用途制限

用途地域	第一種低層住居専用	第二種低層住居専用	第一種住居専用	第二種住居専用	第三種住居専用	近隣商業専用	商業専用	準工業専用	工業専用	工業専用地域専用	高度地区(第1種)専用	高度地区(第2種)専用	高度利用専用	地区計画専用
第一種低層住居専用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二種低層住居専用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第一種住居専用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二種住居専用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第三種住居専用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
近隣商業専用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
商業専用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
準工業専用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工業専用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工業専用地域専用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高度地区(第1種)専用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高度地区(第2種)専用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高度利用専用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地区計画専用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- 建てられる用途
 - 建てられない用途
 - 1) については、一定限度以下のものに限り建築可能。
 - 2) については、当該用途に該当する部分が2層以下かつ100㎡以下の場合に取り建築可能。
 - 3) については、当該用途に該当する部分が500㎡以下の場合に取り建築可能。
 - 4) については、当該用途に該当する部分が1000㎡以下の場合に取り建築可能。
 - 5) については、用途制限なし。
- ※1 高度地区(第1種)指定地区については、建築物の高さの最高制限(15m)。
- ※2 高度地区(第2種)指定地区については、建築物の高さの最高制限(20m)。
- ※3 高度地区(第3種)指定地区については、建築物の高さの最高制限(25m)。
- ※4 市街化調整区域については、容積率20%、建蔽率60%等の規制。
- ※5 地区計画区域については、容積率40%、建蔽率70%等の規制。
- ※6 市街化調整区域指定地区については、容積率40%、建蔽率70%等の規制。



※留意事項
この図面は、都市計画法に基づいて定められた都市計画のおおむねの位置・区域を表示したものです。

愛知県決定

一部区間廃止路線

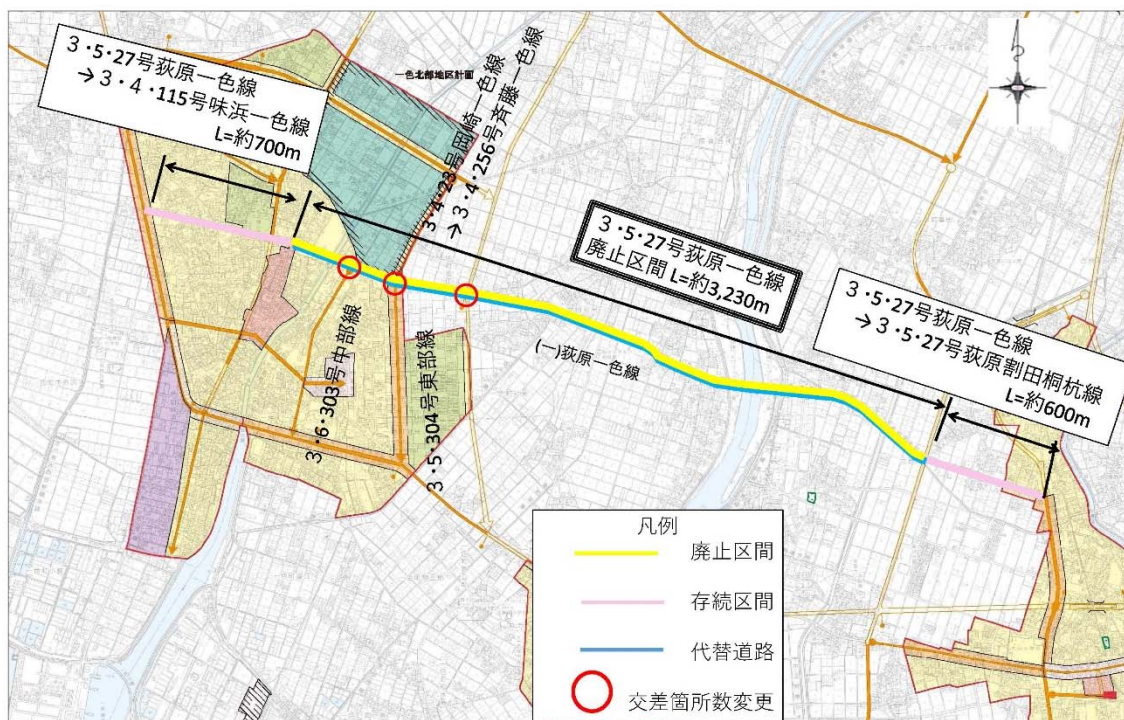
廃止区間

交差箇所数等の変更

① 路線名：3・5・27号荻原一色線

変更概要：西尾市一色町一色下乾地地内から西尾市吉良町荻原割田地内まで約3,230mの区間を廃止する。なお、この一部区間の廃止に併せて、名称等を再編する。

		新		旧
名称	路線名	荻原割田桐杭線	味浜一色線	荻原一色線
区域	延長	約600m	約700m	約4,530m

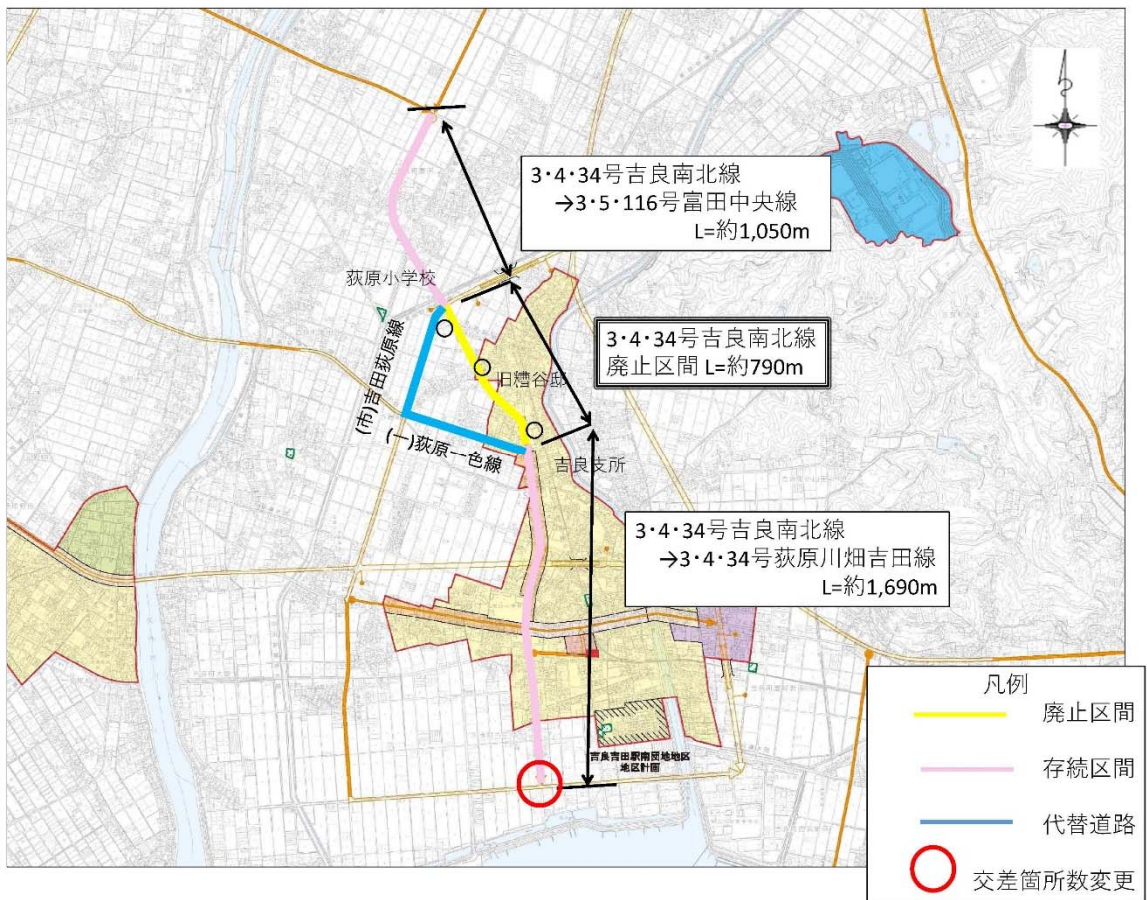


② 路線名：3・4・34号吉良南北線

変更内容：一部区間の廃止

変更概要：西尾市吉良町荻原中重田地内から西尾市吉良町荻原川畑地内まで約790mの区間を廃止する。なお、この一部区間の廃止に併せて、名称等を再編する。

		新		旧
名称	路線名	荻原川畑吉田線	富田中央線	吉良南北線
区域	延長	約1,690m	約1,050m	約3,530m

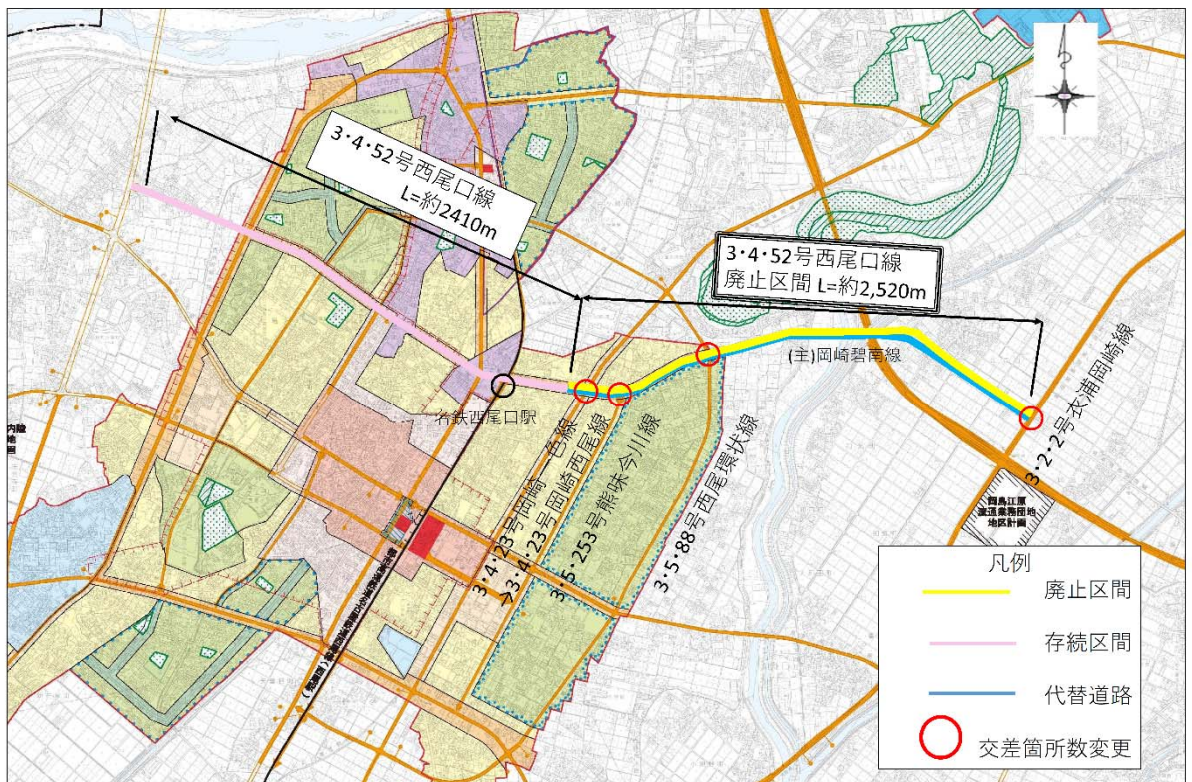


③ 路線名：3・4・52号西尾口線

変更内容：一部区間の廃止

変更概要：西尾市熊味町西平角地内から西尾市江原町穴田地内まで約2,520mの区間を廃止する。

		新	旧
区域	延長	約2,410m	約4,930m

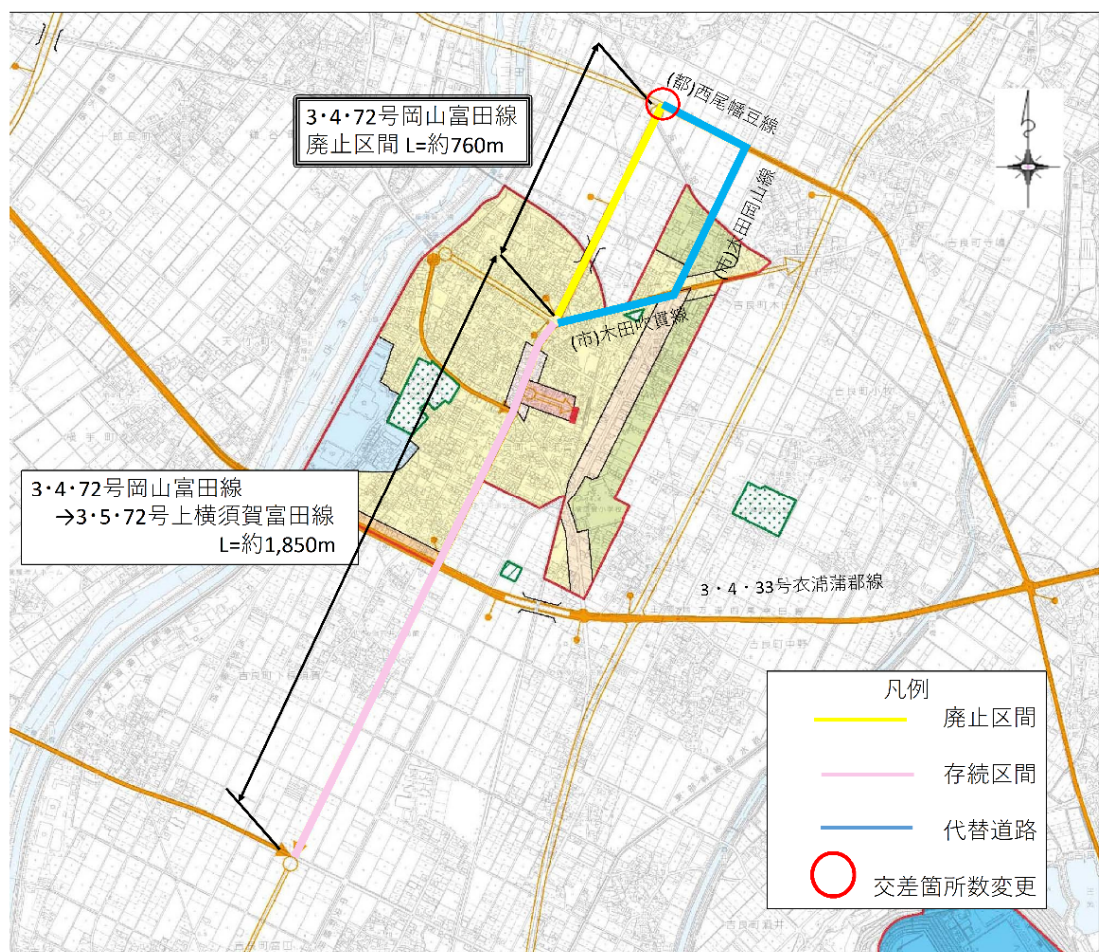


④ 路線名：3・4・72 岡山富田線

変更内容：一部区間の廃止

変更概要：西尾市吉良町岡山山ヶ田地内から西尾市吉良町上横須賀八王子地内まで約760mの区間を廃止する。なお、この一部区間の廃止に併せて、名称等を再編する。

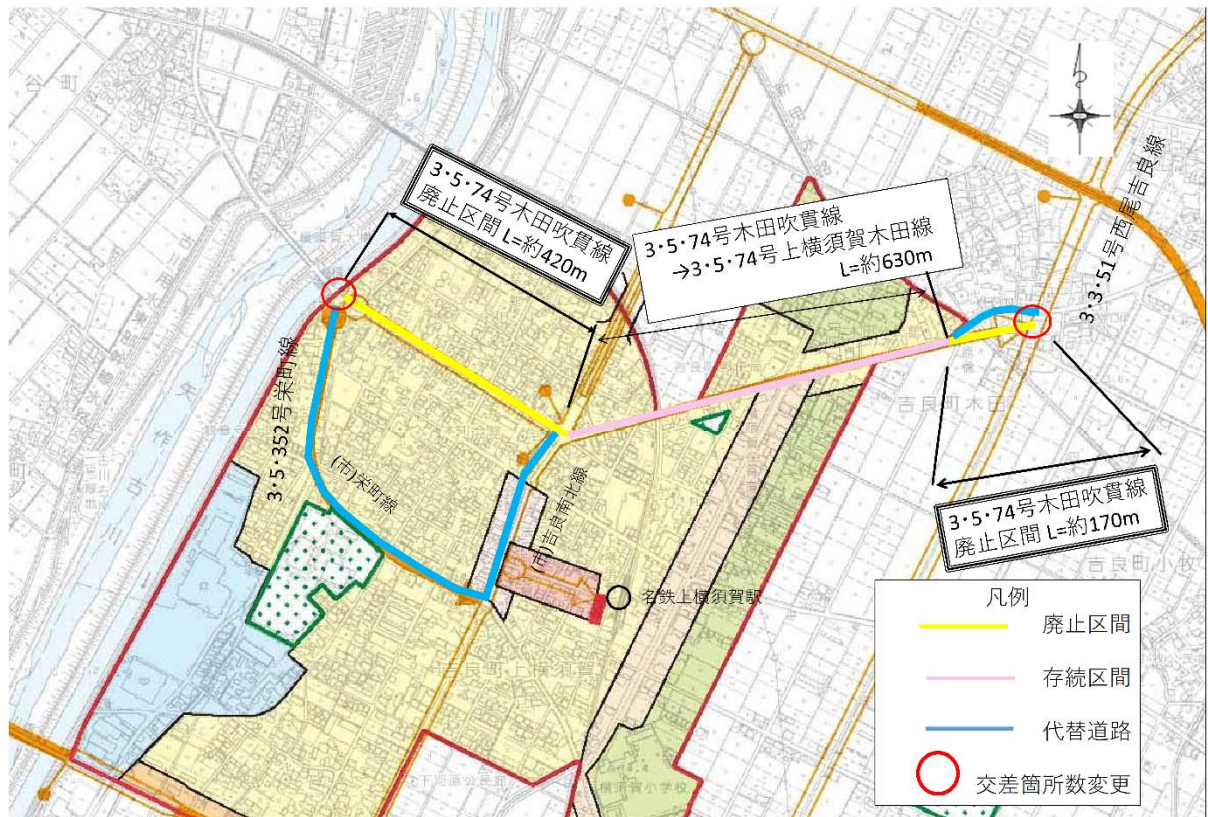
		新	旧
名称	路線名	上横須賀富田線	岡山富田線
区域	延長	約1,850m	約2,610m



⑤ 路線名：3・5・74号木田吹貫線

変更概要：西尾市吉良町上横須賀渡舟場地内から西尾市吉良町上横須賀八王子地内まで約420mの区間、西尾市吉良町木田宮脇地内から西尾市吉良町木田前田地内まで約170mの区間を廃止する。なお、この一部区間の廃止に併せて、名称等を再編する。

		新	旧
名称	路線名	上横須賀木田線	木田吹貫線
区域	延長	約630m	約1,220m



⑥ 路線名：3・2・2号衣浦岡崎線

変更概要：3・4・52号西尾口線の一部区間の廃止（愛知県決定）に伴い、当路線の区間における幹線街路との平面交差箇所数を変更する。

		新	旧
構造	交差箇所	幹線街路と平面交差 19 箇所	幹線街路と平面交差 20 箇所

⑦ 路線名：3・3・51号西尾吉良線

変更内容：位置、区域及び構造の変更

変更概要：3・5・74号木田吹貫線の一部区間の廃止（愛知県決定）及び3・4・354号吉田荻原線の一部区間の廃止（西尾市決定）に伴い、位置、区域及び構造を変更する。

		新	旧
構造	交差箇所	幹線街路と平面交差 6 箇所	幹線街路と平面交差 8 箇所

⑧ 路線名：3・5・54号西尾幡豆線

変更概要：3・4・72号岡山富田線の一部区間の廃止（愛知県決定）に伴い、当路線の区間における幹線街路との平面交差箇所数を5箇所から4箇所に変更する。

		新	旧
構造	交差箇所	幹線街路と平面交差 4 箇所	幹線街路と平面交差 5 箇所

⑨ 路線名：3・5・88号西尾環状線

変更概要：3・4・52号西尾口線の一部区間の廃止（愛知県決定）に伴い、当路線の地表式の区間における幹線街路との平面交差箇所数を12箇所から11箇所に変更する。

		新	旧
構造	交差箇所	幹線街路と平面交差 11 箇所	幹線街路と平面交差 12 箇所

西三河都市計画道路の変更（愛知県決定）

事 項	時 期	備 考
説 明 会	令和3年2月	地元説明を実施
案 の 申 出	令和3年 2月25日	
意 見 照 会	令和3年 3月25日	
案 の 縦 覧	令和3年4月 9日から 令和3年4月23日まで	縦覧者数：1名 意見書提出：無
西 尾 市 都市計画審議会	令和3年5月19日	
意 見 の 回 答	令和3年5月下旬	以下予定
愛 知 県 都市計画審議会	令和3年7月中旬	
決 定 告 示	令和3年8月中旬	